

免許番号 区第511号

漁場の位置 相生市蔓島地先

漁場の区域 次の点のうちB、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

A 相生市蔓島灯台の保守点検用棧橋基部中心点（北緯34度44.96分、東経134度27.82分）

B Aから最大高潮時海岸線に沿い北へ35メートルの点

C Aから最大高潮時海岸線に沿い南へ35メートルの点

ア 北緯34度45.12分、東経134度28.00分

イ 北緯34度45.19分、東経134度27.99分

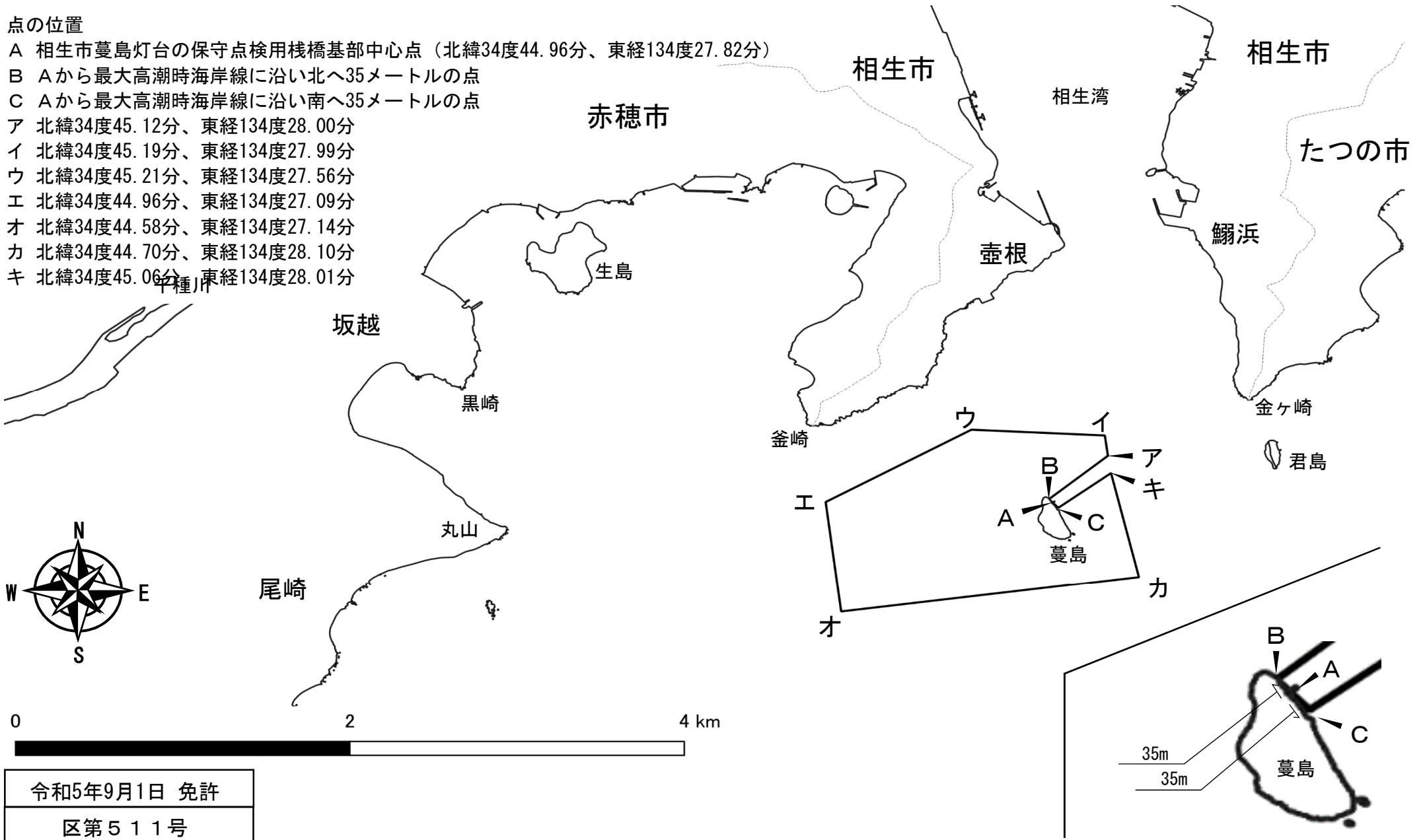
ウ 北緯34度45.21分、東経134度27.56分

エ 北緯34度44.96分、東経134度27.09分

オ 北緯34度44.58分、東経134度27.14分

カ 北緯34度44.70分、東経134度28.10分

キ 北緯34度45.06分、東経134度28.01分



令和5年9月1日 免許
区第511号

1	表 示				表示 番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第1種区画漁業 垂下式貝類養殖業		1月1日から12月31日まで			
	主な漁獲物						
	漁業の時期						
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。						
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項
1	相生市相生三丁目4番22号 相生漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第511号		摘 要	